令和7年度 坂町立小屋浦小学校生徒指導規程

第1章 目的

第1条(目的)

この規程は、本校の教育目標を達成する ためのものである。このため、児童生徒が 自主的・自立的に充実した学校生活を送る という観点から必要な事項を定めるもの である。

第2章 学校生活に関すること

第2条(髪型)

- ① 髪染めはしない。(健康上及び中学 校則との連携により)
- ② 学習や運動の支障となるような長髪 は控える。やむを得ない場合は、束 ねるなどして支障のないように配慮 する。
- ③ 前髪は視界を妨げる事のないように する。
- ④ 髪型の一部を短くしたり、長く伸ば したりしない。
- ⑤ 帽子をかぶるのに支障となるような 髪型にはしない。
- ⑥ 髪留めや留めゴム等を使用する際 は、飾りのついているものは用いな

第3条(服装等)

- (1) 普段の服装
 - ① 服装は基準服とする。(上着の着脱 については、天候や体調を考慮して 行う。)
 - ひざ下でくるぶしがかくれるくつ 下を着用する。
 - 登校時は、安全帽(黄帽)を着用 する。

(2) 名札

① 学校指定の名札を左胸に付ける。 (販売は学校(30円))登校した ら名札をつけ、下校の時には学校に 置いておく。

(3) 靴

- ① 運動しやすいもの。(厚底、くるぶ しがかくれるもの等は学習に差し 支えるので履いてこない。)
- ② 天候によっては、長靴を着用しても よい。
- ③ 分かりやすい場所に、記名をする。

(4) 上履き

- ① 白を基調としたバレエシューズタ イプのものを使用する。
- ② 体育館では、体育館用のシューズを

使用する。

③ 分かりやすい場所に記名をする。

(5) 体操服

- ① 体操服は、原則として本校指定のも の(青色のハーフパンツ、丸首の白 無地で校章入りのシャツ)とする。 (販売は問芝電機店)
- ② 赤白帽子をかぶる。
- ③ タイツ・レギンス等は着用しない。

(6) 防寒具等(手袋・マフラー等)

- ① コート(ダウンジャケット等)、 フラー、手袋については、登下校時 のみ着用する。
- ② カイロについては、保護者の申し出 を受けてから持ってきてもよいが、 温める目的以外では出さない。

(7) その他

- ① リップクリーム、グロス等は使用し ない。(体質等により、やむを得ず 使用する場合は、保護者の申し出を 受けてからとする。その際、無色で 薬用のもののみ使用を認める。)
- ② つめの装飾 (マニキュア等) はしな

第4条(持ち物)

- (1) カバン① ランドセルを使用する。ランドセル で入りきらないものがあるときは、 布製の手提げカバンや布袋等を補 助的に使用してもよい。
 - ② ランドセルには防犯ブザーのみを 付ける。(お守りはランドセルのポ ケットの中に入れる。)

(2) 学用品

- ① 筆記用具は鉛筆を使用する。シャー プペンシルは使用しない。
- ② 持ち物には、全て記名をする。

(3) 不要物

- ① 学校には、学習に必要のないもの (携帯電話、電子機器等含む) は 持ってこない。違反があった場合 は、学校預かりを行い、特別な指 導を行う。
- (4) 防犯ブザー
 - ① 防犯ブザー (ホイッスル) を携行す る。

① 置き傘は、教室に保管する。

第5条(校内での過ごし方)

- (1) 授業
 - ① チャイムの合図で着席し、授業が始 められるようにする。(ベル着)
 - ② 教室移動を行うときには、他のクラ

- スに迷惑がかからないように、静かに行う。
- ③ 著しく他の児童の学習を妨げるよう な言動があった場合には、特別な指 導を行う。

(2) 休憩時間

- ① 外遊びができるのは、朝休憩、大休憩、昼休憩のみとする。その他の休憩は、用便、授業準備、教室移動等の時間として活用する。
- ② 雨天時は、読書、お絵かきなど、室内で静かに過ごす。
- ③ 校外へは出ない。また、体育館裏、非常階段、ロータリーなど、危険な場所では遊ばない。
- ④ 校内放送がかかった時には、立ち止まって静かに放送を聞く。
- ⑤ 特別教室や空き教室などには、勝手 に入らない。
- ⑥ 校舎内は走らない。

(3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合は、保健室を 利用することができる。利用時間は 1単位時間程度を目安とし、体調の 回復が見込めないときは、保護者に 連絡をする。
- ② 度重なる保健室利用の場合は、保護者に連絡を取り、医療機関への受診を勧める。
- ③ 虐待やネグレクトが疑われる場合 は、学校から関係機関へ連絡を行う。

(4) 給食

- ① バランスのとれた食生活を意識し、マナーや衛生面にも注意して食事を
- ② 給食当番は、マスク・帽子・エプロン を着用し、手洗いなどの衛生面にも 注意して配膳を行う。
- ③ 欠席者の給食や食べ残し等は、届けさせたり、持ち帰らせたりしない。

(5) 掃除

① 掃除時間は、決められた場所で時間 いっぱいまで、静かに掃除を行う。

(6) トイレ利用

① トイレの利用は原則として休憩時間に行う。

(7) 教育相談

- ① 児童の生活上や学習上の悩みなどに対応し、望ましい人間関係を築き、健やかな学校生活をおくることを目的として相談室「こやラルーム」を南校舎2階に設置する。
- ② 校内と教育委員会に「体罰・セクハラ相談窓口」を設置する。校内における相談担当は、教頭・保健主事・生徒指導主事・養護教諭とする。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談(児童・保護者とも)を実施している。利用を希望する場合は、教頭、養護教諭に申し出て日程調整を行う。

第6条(登下校·欠席·遅刻·早退等)

- (1) 登下校の仕方
 - ① 通学路を守り、なるべく複数で徒歩により登下校する。
 - ② 登校後は校外に出ない。忘れ物等があっても取りに帰らない。(始業前も含む)
 - ③ 防犯ブザー (ホイッスル) を身に付ける。
 - ④ 習い事は帰宅後に行う。やむを得ず 学校帰りに寄る場合は、家庭の責任 において行う。その際も、極力、通学 路を通るように指導する。(負傷し た際、日本スポーツ振興センター災 害共済給付制度の対象にはならな い。)

(2) 登校時間

- ① 校舎開錠 午前7時45分
- ② 午前8時20分の始業に遅れないように、ゆとりを持って登校する。

(3) 下校時刻

- ① 次の通りとする。5時間の日は14時40分6時間の日は15時30分水曜日の5時間の日は14時00分水曜日の6時間の日は14時50分
- ② 理由があって学校に残る場合でも、 16時50分までに必ず下校する。

(4) 欠席・遅刻・早退する場合

- ① その理由を保護者が連絡帳またはメールにて、学級担任に連絡する。やむを得ず電話で連絡する場合は、始業前までに保護者が連絡をする。
- ② 遅刻・早退する場合は、原則として 保護者が付き添う。 (不審者対策の ため)

第3章 校外での生活に関すること

第7条(校外の生活)

- (1) 校区外への外出
 - ① 児童だけで校区外に遊びにいかない。習い事等でやむを得ず校区外に出るときは、家庭の責任において行う。

(2) 交通安全

- ① 交通ルールは必ず守る。踏切以外の線路内には立ち入らない。
- ② 自転車に乗るときは、ブレーキ等の 点検整備を行っているもので、両足 とも接地できる大きさのものに乗る ようにする。(ヘルメット等の安全

対策は、保護者の責任において行う。)

- ③ 1~2年生は、保護者と一緒のときだけ自転車に乗るようにする。3年生も交通安全教室終了までは上記の通りとする。
- ④ 駐輪するときは、必ずカギをかける。
- ⑤ キックボードやスケートボード等 は、道路や歩道では乗らない。

(3) 危険箇所への出入り

① 児童だけで、川、海、がけ、工事現場 等、危険な場所に行かない。

(4) 帰宅時間

① 町内放送の合図(4~9月は18時、 10月~3月は17時)で、すぐに 帰宅する。

(5) 外出時の注意

- ① 外出する時は、家の人に行き先と帰る予定の時刻を知らせておく。
- ② 防犯ブザーを持つ。人通りの少ない場所、目につきにくい場所では遊ばない。
- ③ 知らない人にはついていかない。
- ④ 放課後、校庭でお菓子を食べたり、 ジュース類を飲んだりしない。
- ⑤ 校舎の壁などに、ボールを投げ当て たり、蹴り当てたりしない。

(6) 訪問するとき

- ① おうちの人が留守にしている友達の家では遊ばない。
- ② 相手のおうちの人の許可をもらって から家に上がる。

(7) 金品の貸し借り

- ① 必要のないお金や高額のお金は、持ち歩かない。
- ② おごったり、おごられたりしない。 友達にお金や物を要求しない。

(8) 娯楽施設等への入店

- ① 物を買う用事がないのに、児童だけで店に行かない。
- ② カラオケボックス、ゲームセンター 等の娯楽施設、大型店舗、レンタル ビデオ店などの商店等に児童だけで 行かない。

(9) インターネット等の利用

- ① 携帯電話やパソコン等のインターネット (メール含む) の利用は、おうちの人が見ている前で行う。 (保護者の責任において管理する。)
- ② インターネットなどを利用する際、 有害サイト(犯罪・暴力的なもの、性 的なもの、グロテスクな内容のもの、 反社会的なもの)などは見ない。
- ③ メールやサイトなどに個人情報を書き込まない。友達をからかったり、

おとしいれたりするような内容は書き込まない。

第4章 特別な指導に関すること

第8条(問題行動への特別な指導)

次の問題を起こした児童には、教育上必要と認められた場合には、特別な指導を行う。

但し、指導にあたっては、児童の発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況を考慮して指導を行うものとする。

(1) 法規等に違反する行為

- 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物·器物損壊
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等の乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ その他、法規等に違反する行為

以上の事例が発生した場合は、事実確認を行うとともに、速やかに関係機関(児童相談所・警察・教育委員会・民生委員等)と連携を図る。

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為(対教師、児童間、対人、器物損壊)
 - 加害児童や被害児童等に対して 事実確認を行い、被害状況を把 握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護 者との話し合いを持ち、今後の 生徒指導の方向性を示す。
 - ・ 器物損壊の場合、発生原因や状況によっては、弁償を請求する場合もある。
 - ・ 被害状況によっては、警察等の 関係機関と連携を図る。

② いじめ

- ・ 加害児童や被害児童(場合によっては、状況を把握する他の関係児童等も含む)に対して、事実確認を行い、被害状況を把握する。
- ・ 加害児童及び被害児童等の保護 者との話し合いを持ち、今後の 生徒指導の方向性を示す。
- ・ 被害状況によっては、警察等の 関係機関との連携を図る。

③ 怠学

- ・ 担任及び生徒指導主事、教頭等 が家庭訪問を行い、児童の実態 把握に努め登校を促すととも に、保護者との連携を図る。
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
 - ・ 無断で外出、早退した場合は、速 やかに保護者に連絡をする。
 - ・ 保護者とともに、学校において 反省指導を受けさせ、再発防止

に努める。

- ⑤ 指導に従わない(指導無視、暴言、授 業妨害、エスケープ等)
 - ・ 当該児童に対し、別室にて反省 指導を受けさせ、再発防止に努 める。
- ⑥ 携帯電話等に関すること
 - ・ 携帯電話等を学校に持ち込んだ 場合は、学校預かりとする。
 - ・ 保護者に連絡を取り、学校にお いて反省指導を行う。
- ⑦ 金品強要
 - 加害児童や被害児童等に対して 事実確認を行い、被害状況を把 握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護 者との話し合いを持ち、今後の 生徒指導の方向性を示す。
 - 被害状況によっては、警察などの関係機関との連携を図る。
- ⑧ その他、学校が教育上指導を必要と すると判断した行為
 - ・ 学校において速やかな指導を行い、当該児童の反省を促し、今後 の支援体制を組む。

第9条(反省指導)

特別な指導のうち、反省指導については次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導
 - ① 別室反省指導

一定期間、児童を別室において、生徒指導部教諭又は教頭等の複数の教師が、面接、反省文の記入、生活指導や学習指導(授業)等を行う事によって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

② 授業反省指導

別室での反省指導において一定の成 果が配められたとうほどれた場場 別室反省指導を行うほど担任等が に、通常の授業において担任等が 児童の学習意欲や態度、生活の状態 を評価したり、反省を促したり習の 事によって、望ましい生活や学習の 態度を育てる。

③ 保護者と協議

児童の問題行動および反省の状況等 について保護者に説明するととも に、再発防止に向けての具体的な取 組について、保護者と共通理解を図 り、生活改善への取組を行う。

第10条(反省指導の期間)

反省指導の期間については、児童の発達 段階や問題の程度、繰り返し等の状況に より、校内で協議して決定する。

附則

この規定は、平成24年度より施行する。 令和7年4月1日一部改訂